

政 総 第 1457 号
令和 3 年 12 月 16 日

神奈川県議会議員 小 島 健 一 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



質 問 趣 意 書 に つ い て （ 回 答 ）

令和 3 年 12 月 7 日 付 け 神 議 第 1543 号 を も っ て 送 付 の あ り ま し た 北 井 宏 昭 議 員 からの 質 問 趣 意 書 に つ い て、別 紙 の と お り 答 弁 書 を 提 出 し ま す。

問 合 せ 先
政 策 局 総 務 室
企 画 調 整 第 一 グ ル ー プ 長 野
内 線 3041

答 弁 書

次世代への支援強化について

【長期欠席およびひきこもりへの対応について】

(ひきこもり対策)

ひきこもりは、その期間が長期化することで様々な課題を誘発して複雑化するケースが少なくないため、早期に対応することが重要です。

県では、不登校をはじめ、様々な悩みを有する若者の相談・支援を行う「かながわ子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）」を設置して、電話や面接による相談を行っているほか、若い世代の方が相談しやすいようにLINE相談も実施しています。

また、不登校の若者などの支援を行っているNPO等に対し、その活動スペースとして県立青少年センターのスペースを無料で貸し出したり、支援にあたるスタッフの研修等を実施しています。

一方で、長期化・複雑化しているひきこもりの問題の解決には、当事者に寄り添って、個々の状況に応じた様々な支援が必要とされており、より住民に近い市町村や地域で活動するNPO等による支援の充実が求められています。

そこで、県では、「かながわ子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）」が中心となり、地域で支援にあたる市町村やNPO等が対応するケースに対する専門的観点からの助言を行うほか、支援にあたるスタッフの研修などを充実していきます。

また、会議や研修会などの機会を捉えて支援機関相互の連携強化を図ります。

さらに、「生活困窮者対策推進本部」において、公的支援とともに、SDGsを活用した共助による支援についても検討を進め、「誰一人取り残さない」かながわの実現を目指していきます。

【高校卒業後の学びの支援について】

高等教育の修学支援新制度は、経済的理由で、大学や専門学校での学びを断念することがないように、学生に対して、授業料等の減免や奨学金の給付を行う制度で、大学等に対しては国が、専門学校に対しては県が、それぞれ所轄庁として支援を行っています。

県は、年収約380万円未満世帯の学生を対象に、授業料や入学金の減免を行う専門学校に対して、その費用として、一人当たり上限59万円までを負担金として交付しています。

令和2年度には、県内54校の専門学校に負担金を交付し、約1,500人の学生に対して授業料等の減免を行うなど、学費負担が制約となっている学生が安心して学べる環境整備に取り組みました。

しかしながら、長期化するコロナ禍において、さらに経済情勢は厳しくなり、大学や専門学校で学ぶことが困難となる学生の増加が懸念されています。

また、本制度は令和2年度に新設されたもので、学生に浸透しておらず、まだ十分に活用されていないという課題もあります。

このため、制度の積極的な活用を促すために、在学中の学生に対しては、県内の大学や専門学校を通じて、また、これから進学をする高校生に対しては、私立高校や教育委員会と連携して、チラシを配付するとともに、この12月にはツイッターによる広報を開始するなど、更なる制度の周知に努めています。

さらに現在、国では、本制度の充実に向けた検討がなされており、県としても、より多くの学生が、十分な経済的支援を受けられるよう、対象となる世帯の拡充や、一人当たりの補助額の増額などを、国に要望していきます。

総 第 2678号
令和3年12月16日

神奈川県議会議長 小 島 健 一 殿

神奈川県教育委員会教育長 桐 谷 次 郎



質問趣意書について（回答）

令和3年12月7日付け神議第1543号をもって送付のありました北井宏昭議員
からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
教育局総務室
企画調整グループ 山梨、小川
内線 8030、8024

答 弁 書

様々な理由から長い期間にわたって学校に通えない状態が続く、不登校の児童・生徒が将来の社会的自立に向けて、学びを継続していくためには、一人ひとりが自分に合った学び方を選べるよう、学校以外にも多様な学びの場が整備されていることが大切です。

そのため、各市町村教育委員会が設置する不登校の児童・生徒が学校外で学ぶことのできる教育支援センターや、各地域において不登校の児童・生徒の居場所として活動するフリースクール等は大変重要であると認識しています。

これまで県教育委員会では、教育支援センターに、政令市を除く各市町村1名ずつの専任教員を配置し、その運営を支援するとともに、専任教員を対象とした不登校の支援についての研修やフリースクール等との連絡会を実施するなど、その取組の充実を図ってきました。

また、県内各地で活動を行うフリースクール等と「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」を設置し、毎年度、不登校相談会や進路情報説明会を開催しています。

更に、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症による臨時休業明けに「子どもの居場所づくり推進委託事業」として、連携協議会に加入する20団体に児童・生徒の心のケアや相談業務等を委託し、各地域における相談体制の充実を図りました。

こうした中、「令和2年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」の結果によると、不登校の児童・生徒のうち、教育支援センターで相談・指導を受けた割合は、7.7%ですが、他の相談機関等を含めた学校内外での専門的な相談・指導等を受けた割合は、65%となっています。このことから未だ35%の児童・生徒が専門的な相談・指導等を受けていない状況にあります。

そこで、今後、県教育委員会では、こうした児童・生徒が教育支援センターやフリースクール等における相談・指導につながるよう、市町村教育委員会と連携し、フリースクール等の相談機関を掲載したリーフレット等を活用して情報提供するなど、各学校へのさらなる働きかけを行っていきます。

併せて、ICTを活用したオンライン学習や教育相談、訪問型支援の取組など、教育支援センターやフリースクール等の特色ある取組を収集していきます。そして、収集した特色ある取組を他の教育支援センターやフリースクール等に、教育支援センター専任教員連絡会議等で周知してまいります。